

債権の放棄について

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称 (所 管)	発生状況等	人数 (件数)	債権額	放棄事由・放棄年月日等
学童クラブおやつ代 (地域支えあい推進室 地域子ども施設調整担当)	学童クラブおやつ代自己負担金の未払い (平成13～15年度分)	6人 (30件)	37,500円 一人あたりの最高額 12,500円 最低額 2,500円	平成23～26年度に時効が完成した債権で、債務者に履行請求したが履行の見込みがたたないため、平成28年1月13日に債権放棄した。
健康福祉費貸付返還金 (健康福祉部 生活援護担当)	ひとり親家庭福祉応急小口資金貸付返還金の未払い (平成3年度分)	1人 (1件)	95,000円	平成24年度に時効が完成した債権で、債務者が所在不明で債務履行の請求ができないため、平成27年12月17日に債権放棄した。
家賃助成金過払金 (都市基盤部 都市計画担当)	家賃助成金過払金の未払い (平成17年度分)	1人 (1件)	54,000円	本年度に時効が完成した債権で、債務者は死亡し、相続人は相続放棄しているため、平成27年12月21日に債権放棄した。
高齢者・障害者アパート利用料 (都市基盤部 都市計画担当)	旧高齢者アパート利用料の未払い (平成18年度分)	1人 (1件)	46,400円	平成23年度に時効が完成した債権で、債務者は死亡し、相続人が不明で債務履行の請求ができないため、平成27年12月17日に債権放棄した。
合 計		9人 (33件)	232,900円	